

## 練馬区まちづくり条例 抜粋

### (専門家の派遣)

第 125 条 区長は、近隣住民または事業者が第 5 章第 4 節に定める手続を行うに当たり、開発事業に係る紛争の防止および調和のあるまちづくりに資することを目的に助言を行う必要があると判断したときは、専門家を派遣することができる。

※ 条文にある第 5 章第 4 節に定める手続とは、「大規模建築物の建築手続等」のことをいう。